

運営規程

<（介護予防）短期入所療養介護>

医療法人社団渾深会

介護老人保健施設 鵠芭

<運営規定設置の主旨>

第1条

医療法人社団渾深会が開設する介護老人保健施設 鵠芭（以下「施設」という）において実施する（介護予防）短期入所療養介護の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

<施設の目的>

第2条

1 施設の目的として、以下の法人理念を掲げる。

[法人理念]

(1)困っている人を、医療介護を通して助ける
(多少のお節介を持って)

(2)社員の生活を、雇用と育成を通じ経済的に支え、事業を支えてもらう
(多少の厳しさを持って)

(3)地域に根ざし、社会に参加し貢献する
(多少の融通を持って)

2 施設は要支援・要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう作成した（介護予防）短期入所療養介護計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

<運営の方針>

第3条

1 施設の方針として、以下の運営方針を掲げる。

[運営方針]

(1)「できる。」自信と喜びを大切にします
(2)「自立（自律）」した自宅での生活を目指します
(3)「自己実現」できるように、新しいことへの挑戦を支援します

2 （介護予防）短期入所療養介護の提供においては、要支援・要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと

ができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 3 (介護予防) 短期入所療養介護の提供においては、要支援・要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5 施設は、利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要支援・要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当・適切に行うものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、あんしんすこやかセンター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 7 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 (介護予防) 短期入所療養介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 (介護予防) 短期入所療養介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

<施設の名称及び所在地>

第4条

施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 鶴芭 |
| (2) 開設年月日 | 令和4年9月1日 |
| (3) 所在地 | 兵庫県神戸市兵庫区湊川町6丁目4-12 |
| (4) 電話番号 | TEL 078-578-3333 FAX 078-578-3335 |
| (5) 介護保険事業者番号 | 2850580081 |

<従業員の職種、員数>

第5条

1 施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人 |
| (3) 看護職員 | 5人以上 |
| (4) 介護職員 | 11人以上 |
| (5) 理学療法士等 | 1人以上 |
| (6) 管理栄養士及び栄養士 | 1人以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (8) 支援相談員 | 1人以上 |
| (9) 薬剤師 | 0.3人以上 |
| (10) 事務員 | 1人以上 |

<従業者の職務内容>

第6条

前条に定める施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護サービス計画に基づく介護を行う。

- (5) 理学療法士等は、医師と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 介護支援専門員は、利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の手続きを行う。
- (7) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 薬剤師は医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (10) 事務員は、介護保険における請求及び利用者への請求業務等を適正に行う。また経理、総務業務を行い、施設運営を支援する。

<利用定員>

第 7 条

施設は従来型の多床室と個室の合計入所定員は 44 名とする。個室が 4 室、1 室 4 名の多床室が 10 室とする。

<(介護予防)短期入所療養介護サービス内容>

第 8 条

- 1 (介護予防)短期入所療養介護サービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下におけるリハビリテーション・看護・介護、並びに日常生活上の世話、または栄養管理、栄養ケア・マネジメント等による栄養状態を管理とする。
- 2 以下の加算項目を実施する。
 - ・夜勤職員配置加算
 - ・個別リハビリテーション実施加算
 - ・認知症行動・心理症状緊急対応加算
 - ・緊急短期入所受け入れ加算
 - ・若年性認知症利用者受入加算
 - ・特別療養費

- ・療養体制維持特別加算（I）（II）
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）（II）
- ・療養食加算
- ・重度療養管理加算
- ・認知症専門ケア加算（I）（II）
- ・利用者に対して送迎を行う場合
- ・緊急時施設療養費（緊急時治療管理）
- ・総合医学管理加算
- ・サービス提供体制強化加算（I）（II）（III）
- ・介護職員処遇改善加算（I）（II）（III）
- ・介護職員特定処遇改善加算（I）（II）
- ・ベースアップ加算

<利用者負担の額>

第9条

- 1 短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 3 介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 4 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。
- 5 保険給付の自己負担額と保険給付費以外の料金を、別に定めた料金表により徴収する。
- 6 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第4段階まで）により利用者の自己負担額費用を徴収する。

<通常事業の実施地域>

第 10 条

通常事業の実施地域は、神戸市兵庫区の全域、長田区の一部、中央区の一部、須磨区の一部、北区の一部とする。詳細は以下の通りとする。

(1) 兵庫区の全域

(2) 長田区の一部（下記を除く地域）

野田町 4~9 丁目、海運町 2~8 丁目、本庄町 2~8 丁目、長楽町 2~7 丁目、浪松町 2~6 丁目、駒ヶ林南町、日吉町 1~6 丁目

(3) 中央区の一部（下記の地域）

楠町 1~8 丁目、橘通 1~4 丁目、多聞通 1~5 丁目、中町通 1~5 丁目、古湊通 1~2 丁目、相生町 1~5 丁目、東川崎町 1~7 丁目、弁天町、波止場町、新港町、海岸通 1~6 丁目、栄町通 1~7 丁目、元町通 1~7 丁目、元町高架通、三宮町 1~3 丁目、明石町、西町、前町、播磨町、浪花町、伊藤町、江戸町、東町、花隈町、北長狭通 1~8 丁目、下山手通 1~9 丁目、中山手通 1~8 丁目、山本通 1~5 丁目、諏訪山町、再度筋町、北野町 1~4 丁目、加納町 1~6 丁目

(4) 須磨区の一部（下記の地域）

常磐町 1~4 丁目、千歳町 1~4 丁目、大池町 1~5 丁目、寺田町 1~3 丁目、大田町 1~8 丁目、戎町 1~6 丁目、大黒町 1~5 丁目、平田町 1~5 丁目、飛松町 1~5 丁目、前池町 1~6 丁目、菊池町 1~2 丁目、宝田町 1~3 丁目、養老町 1~3 丁目、川上町 1~3 丁目、神撫町 1~5 丁目、永楽町 1~3 丁目、禅昌寺町 1~2 丁目、明神町 1~5 丁目、板宿、板宿町 1~3 丁目、妙法寺（アチロ、円満林 2 番地、円満林 6 番地、樅原、口ノ川、兀山 1~6 番地・三ツ滝）

(5) 北区の一部（下記の地域）

ひよどり台南町 1~4 丁目

<虐待防止等>

第 11 条

1 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを神戸市に通報するものとする。

<身体の拘束等>

第 12 条

- 1 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

<褥瘡対策等>

第 13 条

施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

<ハラスメント対策等>

第 14 条

施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより利用者の利用環境や職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置や体制をとる。

<施設の利用に当たっての留意事項>

第 15 条

- 1 施設の利用に当たっての留意事項は以下とする。
 - (1) 食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を利用することとする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第 8 条の規定に基づき利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、施設が食事内容を管理・決定できる権限を持つものとする。
 - (2) 面会は、9：00～19：00 までとする。面会者は必ず受付にて面会簿に所定事項を記入する。
 - (3) 施設内の飲酒は禁止とし、施設内の喫煙は禁止する。火気の取り扱いも禁止する。
 - (4) 療養室・設備・器具の利用については、本来の用法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を請求することがある。
 - (5) 所持金・備品等の持ち込みは個別の対応とするが、自己の責任で管理することを原則とする。当施設は紛失・盗難・破損等の被害の責を負わない。
 - (6) 外泊時等の施設外での受診は、原則不可とする。必要な場合は、必ず事前に申し出ることとする。
 - (7) ペットの持ち込みは禁止する。
 - (8) 利用者の施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
 - (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

<非常災害対策>

第 16 条

- 1 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 防火管理者を選任する。火元責任者には各部署の責任者を充てる。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有效地に保持するよう努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- 7 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想

- 定した訓練を行う)
- 8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - 9 施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

<事故発生の防止及び発生時の対応>

第 17 条

- 1 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等により事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治医、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼する。
- 3 施設は、利用者に対する（介護予防）短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、神戸市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 5 施設は、利用者に対する（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

<衛生管理>

第 18 条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士や栄養士、調理員等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならぬ。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

<守秘義務及び個人情報の保護>

第 19 条

- 1 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、就業規則に基づき制裁処分を行うものとする。

<その他運営に関する重要事項>

第 20 条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員及び療養室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 （介護予防）短期入所療養介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団渾深会、介護老人保健施設 鵠芭の運営会議において定めるものとする。
- 4 （介護予防）短期入所療養介護に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管する。

<付則>

この運営規程は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。

令和 4 年 12 月 1 日 一部改正